

移行処理に係る総合償却の方法について

会計基準
Q&A Q2-8
別紙1

- 指針第13章第3③に示された「国庫補助事業等の単位ごとに、当該事業による取得資産をグループ化し、そのグループにより行うことができる。」(総合償却)について、その具体的方法は以下の通り。

【設例】 ある事業「A」に対して国庫補助金200億円を交付。公布された補助金のうち、50億円が、合計100億円の償却資産の取得に充てられたと判明している。みなし償却は適用していない。しかしながら、個々の資産にどのように補助金が充てられたか、判明していない場合の例。

資産a,b,cをグループ資産Aとしてみなし、移行処理を行う。

